

令和3年第3回常陸太田市議会定例会会議録

令和3年9月22日（水）

---

議 事 日 程（第4号）

令和3年9月22日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第39号ないし議案第54号  
請願第2号及び請願第3号
- 日程第 2 議案第55号 令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 3 議案第56号 常陸太田市監査委員の選任について
- 日程第 4 議案第57号 常陸太田市教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第58号 常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議員提案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め  
る意見書の提出について
- 追加日程 議員提案第4号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の  
提出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告（討論・採決）
- 日程第 2 議案第55号（提案理由説明・採決）
- 日程第 3 議案第56号（提案理由説明・採決）
- 日程第 4 議案第57号（提案理由説明・採決）
- 日程第 5 議案第58号（提案理由説明・採決）
- 日程第 6 議員提案第3号（提案理由説明・採決）
- 追加日程 議員提案第4号（提案理由説明・採決）

---

出席議員

14番	川 又 照 雄 議 長	5番	藤 田 謙 二 副議長
1番	森 山 一 政 議 員	2番	小 室 信 隆 議 員
3番	菊 池 勝 美 議 員	4番	諏 訪 一 則 議 員
6番	深 谷 涉 議 員	7番	平 山 晶 邦 議 員
8番	益 子 慎 哉 議 員	9番	菊 池 伸 也 議 員
10番	深 谷 秀 峰 議 員	11番	高 星 勝 幸 議 員
12番	成 井 小 太 郎 議 員	13番	茅 根 猛 議 員
15番	後 藤 守 議 員	17番	高 木 将 議 員
18番	宇 野 隆 子 議 員		

---

欠席議員

16番 黒沢義久議員

---

説明のため出席した者

宮田達夫	市長	石川八千代	教育長
加瀬智明	政策推進室理事兼 ワクチン接種推進室長	綿引誠二	総務部長
岡部光洋	企画部長	磯野初郎	市民生活部長
柴田道彰	保健福祉部長	根本勝則	農政部長
中野亘	商工観光部長	古内宏	建設部長
柴田雅美	会計管理者	畠山卓也	上下水道部長
大関正幸	消防長	武藤範幸	教育部長
榊一行	農業委員会事務局長	岡田和也	秘書課長
高木道安	総務課長	江幡治	監査委員

---

事務局職員出席者

笹川雅之	事務局長	富田弘明	次長兼議事係長
秋山弘行	総務係長		

---

午前10時開議

○川又照雄議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は17名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。16番黒沢義久議員、以上1名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○川又照雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

---

日程第1 委員長報告

○川又照雄議長 日程第1，委員長報告を行います。

議案第39号から議案第54号まで、並びに請願第2号及び請願第3号、以上18件を一括議題として、各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長及び決算特別委員長の報告を求めます。

総務委員長，菊池伸也議員の報告を求めます。9番菊池伸也議員。

〔総務委員長 菊池伸也議員 登壇〕

○総務委員長（菊池伸也議員） 皆さん，おはようございます。総務委員長の菊池伸也です。

令和3年第3回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件の審査の経過と結果について，常陸太田市議会会議規則第110条及び第143条の規定によりご報告いたします。

本委員会に付託されました条例の整理1件，過疎地域持続的発展計画1件，補正予算1件，請願1件について，9月10日，市長，教育長はじめ関係部課長の出席の下，委員会を開催いたしました。

初めに，議案第39号過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理については，特に質疑，討論なく，議案第39号は，採決の結果，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に，議案第42号常陸太田市過疎地域持続的発展計画については，委員より，この計画書の持続的発展のための基本目標値の令和7年度の人口の推計が，来年にはその目標値に到達するおそれがあり，人口減少を抑制するためのPDCAサイクルについて質疑があり，執行部より，現在，後期の総合計画を策定しており，当市の人口減少対策については最重要課題としている。今後は，各種総合計画をPDCAサイクルで回していく上で，本計画に基づき過疎地域への過疎債等を含めて活用しながら，各種課題を対応していきたいとの答弁でありました。

その他種々質疑され，採決の結果，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に，議案第51号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）については，委員より，農業振興費と観光費の支援金の中で，指定管理者に対して，令和2年度と令和元年度と比較して収入の減少幅の内訳について質疑があり，執行部より，収入の減少幅の内訳については，里美温泉保養センターが1,832万2,951円減，水府竜神観光施設が845万1,030円減，水府ふるさとセンター竜っちゃん乃湯が422万4,544円減，西金砂湯けむりの郷が3,308万7,493円減，物産センターこめ工房が998万5,893円減，道の駅ひたちおおたが240万7,076円減であるとの答弁でありました。

採決の結果，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に，請願第3号日本政府に対して核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める請願については，委員より，我が国が唯一の戦争被爆国であり，全国で500を超える市町村議会がこの請願を採択している現状を見ると採択すべきものと考えられるが，現在，核保有国が核兵器禁止条約に加盟していないなどの問題であり，まだ結論を出すことが難しいため，この請願については継続審査とするべきとの発言がありました。

また，委員より，核保有国と非保有国との関係も考慮し，核保有国には核軍縮への具体的な歩みを進めさせることは重要であるが，核兵器禁止条約等を実効性があるものにしていくためには，核軍縮，核廃絶に向けたより多面的なアプローチも同時に行っていくことである。よって，現時点では，より包括的な意見書の提出が望ましいと考えられるので不採択すべきとの発言がありま

した。

起立採決の結果、不採択すべきものと決定いたしました。

以上が、総務委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○川又照雄議長 次、文教民生委員長、高木将議員の報告を求めます。17番高木将議員。

〔文教民生委員長 高木将議員 登壇〕

○文教民生委員長（高木将議員） 文教民生委員長の高木将です。

令和3年第3回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件の審査の経過と結果について、常陸太田市議会会議規則第110条及び第143条の規定によりご報告いたします。

本委員会に付託されました条例の一部改正2件、補正予算3件、請願1件について、9月13日、市長、教育長をはじめ関係部課長の出席の下、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第40号常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員より、家庭的保育事業における食事の外部搬入の容認範囲の拡大について質疑があり、執行部より、本議案については国の基準に沿い、保育所等から調理業務を受託している事業者等を追加するもので、現在市内の家庭的保育事業所の2施設については自園調理を行っている状況である。家庭的保育事業を含む地域型保育事業は、市町村による認可事業で、地域型保育給付の対象となる施設であるため、今後同様の事業者等が拡大していくことによっても、市として十分審査した上で事業所の認定をしていくとの答弁がありました。

質疑終了後、委員より、今回の一部改正については、3歳までの保育というのは幼児期に入っていく大きな成長過程にあり、保育士の能力・資質が求められている。6年間しっかりとした保育ができる保育所を整備していくことが重要であるため、今回の条例の一部改正については反対するとの発言があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員より、本議案については、議案第40号と関連しており、同様の理由により今回の条例の一部改正については反対するとの発言があり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、委員より、令和3年度の国民健康保険支払準備基金積立金の残高について質疑があり、執行部より、今年度3,000万円を基金から取り崩す予定となっているため、令和3年度の積立金残高は約7億5,000万円となる見込みであるとの答弁がありました。

その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号令和3年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑、討論がなく、議案第53号は、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号令和3年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員より、介護保険給付管理システム電算委託料の補正について質疑があり、執行部より、令和3年度介護報酬改定等に伴い介護保険システム改修を委託するもので、主な改定内容については、高額介護サービス費において現役世代並みの所得がある方に対する負担上限の見直しや、低所得の施設入所者の食費や居住費の補足給付などであるとの答弁でした。

その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

裏面にまいります。

次に、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願については、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上が、文教民生委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

**○川又照雄議長** 次、決算特別委員長、深谷渉議員の報告を求めます。6番深谷渉議員。

[決算特別委員長 深谷渉議員 登壇]

**○決算特別委員長（深谷渉議員）** 決算特別委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。

令和3年第3回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第43号令和2年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第44号令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第45号令和2年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第46号令和2年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第47号令和2年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案可決及び認定すべきものと決定。

裏面に参ります。

議案第48号令和2年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案可決及び認定すべきものと決定。

議案第49号令和2年度常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案可決及び認定すべきものと決定。

議案第50号令和2年度常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案可決及び認定すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

○川又照雄議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

---

○川又照雄議長 これより討論を行います。

議案第40号、議案第41号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第48号、請願第3号、以上8件について討論の通告がありますので、発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

私は、議案第43号令和2年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定についてをはじめ、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第48号の決算で5件、議案第40号常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第41号、以上7件と、総務委員会に付託された請願第3号日本政府に対して核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める請願を不採択とする委員長の報告に対して、反対の立場から討論を行います。

議案第43号令和2年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

一般会計の決算額は、歳入総額で331億9,609万5,000円で、前年度決算額と比較いたしますと63億9,119万5,000円の増となります。歳出総額で316億8,846万1,000円で、前年度決算額と比較いたしますと66億5,064万8,000円の増となっております。予算に対する執行率は、歳入が95.4%、歳出が91.1%となっています。

令和2年度の税収は、新型コロナの感染拡大の影響を受けて大幅な減収が見込まれたため、政府は減収補填債や地方税の猶予特例債などの資金繰り対策で地方創生臨時交付金の増額などを講じて、自治体の財政運営への影響を抑えることとしました。

本市の市税は54億2,955万円で、前年度に比べて1,856万7,000円の増となっています。これは主に、固定資産税、軽自動車税の増加によるものと説明がありました。また、丁寧な納税相談、払える力があるものには払ってもらい、徴収を強化した結果だとの説明もありました。困難な滞納案件については、茨城租税債権管理機構に徴収事務を移管しています。令和2年度は移管件数が27件で、金額は1,545万6,000円ですが、この中には法人1社の滞納額15万円も含まれております。債権機構の徴収事務は問題がないわけではありません。納税者の権利、義務をしっかりと身につけた上で、債権機構や市税担当者には徴収に当たってほしい。また、納税者の理解と協力を得る努力も徹底して行ってほしいと、このようなことを希望したいと思っております。

マイナンバーカード利活用推進事業について、10分の10国の補助金で、決算額で見ますと946万円によるマイナンバー利活用促進支援業務委託料、これは認められません。国は多額の予算を使ってマイナンバーカードの促進を強固に進めております。市民サービスの向上と業務の効率化を図るためなどとして進めていますが、全国的に見ても、漏洩やカード紛失、盗難、悪用など、様々な問題が増えております。また、令和2年度からは図書館の図書カードとして利用することにもなりましたけれども、これについても反対です。マイナンバー制度に万全なセキュリティがなく、個人情報流出が起こる可能性は十分あります。

小中学生の英語検定、小学生は5・6年生が対象となりますけれども、検定料1,000円を助成して、学習意欲及び英語力の向上を図った助成事業についてですが、年3回実施するところを、コロナ関係で2回の実施となったので不用額が生じておりますが、これは仕方ありません。検査料が、5級の場合2,000円ですけれども、検査料が2,000円から5,500円となっております。現在、この検査料は1人1,000円の助成を行っておりますけれども、検定料に応じた、例えば2分の1助成、このように助成額を引き上げて、そして負担の軽減を図り、より多くの生徒が英検に挑戦できるようにすることを求めたいと思います。

河内公民館の屋根舗装修繕の追加や、じょうづるはうす施設内改修工事については、今後このような改修工事を発注する場合に生かして行ってほしいと思います。

令和2年度の各事業における執行は、コロナ感染拡大の中で、日程の変更や中止、また、3密を避けての事業の実施など、ご苦労がさぞ多かったと思います。各事業において評価できる事業も数多くあります。それは省略いたしますけれども、不用額の12億610万9,180円についてですが、事業の内容によっては、どうしても不用額が大きく生じてしまう事業もあると思いますが、精査を重ねながら、また、早めの補正減額を行いながら、財源の有効活用を図ってほしいと思います。

その中で幾つか挙げますけれども、PCR検査を無料で大規模に行うこと、学校給食費の無料化、市民バスの高齢者の乗車運賃の無料化、農家への価格保障・所得保障で家族経営への支援など、そして高齢者福祉の充実や子育て支援のさらなる充実を求めたいと思います。

財政調整基金ですけれども、決算年度末現在高で約46億7,530万円にもなります。計画的な取崩しを行って、福祉・医療・教育など、市民生活を支えるための財源として活用していただきたいと思います。

議案第44号令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入で、保険税の現年課税分収入済額で9億3,111万6,395円、滞納繰越分4,146万5,731円、合計で収入済額は9億7,258万2,126円で、前年度より161万1,190円の増額となりました。本年度合計の予算現額に対する収入率は108.9%、調定額に対する徴収率は90.5%で、前年度に比較して収入率は5.1ポイント増となり、徴収率は1.9ポイント増となっております。

不納欠損額642万607円、収入未済額は9,539万5,419円で、毎年払い切れない保険税の不納欠損額が発生しております。

歳出で、保険給付費が36億998万133円、前年度より3億4,131万2,618円の減となり、このうち療養給付費と療養費を合計いたしますと、31億5,003万8,526円となり、この額がかかった医療費で、前年度より2億9,101万1,551円、8.5%医療費が減少したということになります。

厚生労働省は、9月1日までに病気やけがの治療で2020年度に医療機関に支払われた概算の医療費について、前年度比で過去最大の1兆4,000億円減、42兆2,000億円だったと発表しております。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う受診控えが影響していると説明しております。本市においても、前年度比で、先ほど申し上げましたが、約2億9,100万円の医療費が減となりました。レセプトからいきますと1万4,000件減っているというような説明がありましたけれども、受診控えが健康悪化につながっている実態が各種調査で明らかになっており、本市でも注視していくことが必要だと思います。

がんや生活習慣病の早期発見、早期治療のために、人間ドック等の健診や、令和2年度は新型コロナの感染拡大防止のため、8月12日以降の集団健診を中止した影響で、特定健康診査業務委託料が、決算で見ますと872万1,296円の支出となり、大きく減額しております。受診率は目標52.5%に対して、22.0%にとどまりましたけれども、生活習慣病の早期発見及び重症化予防のため、今後の取組を強化して行ってほしいと希望します。

国保加入世帯の多くが低所得者層であり、高齢者や非正規労働者、国民年金受給者で構成されており、高い国保税の負担に苦勞しています。国保の支払準備基金が本年度決算見込で約7億5,000万円になります。国の国庫負担金を元に戻すこと、そして基金の活用、一般会計からの繰入れによって国保税の負担軽減に努めていただきたい、このように思います。

議案第45号令和2年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてです。

年金額が年額18万円未満の普通徴収の被保険者が納める普通徴収保険料は、毎年不納欠損額が生じています。令和2年度は11名分の不能欠損処理をしたと説明がありました。普通徴収の被保険者の厳しい暮らしの実態が表れていると思います。高齢化が進み医療費が増えれば自動的に保険料が値上げとなる仕組みになっているこの制度は、75歳以上を別枠にして、年金額が年額18万円以上の被保険者は年金から保険料が天引きとなり、他の医療保険制度と違って、医療で差別する、このような国の制度そのものに反対を致します。この制度は廃止していくべきです。

議案第46号令和2年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入で、介護保険料の特別徴収保険料は、年金からの天引きにより収入未済額は発生しません。しかし、普通徴収保険料は、現年度分の収入未済額363万5,422円、滞納繰越分普通徴収保険料収入済額248万6,971円、収入未済額は499万5,982円、不納欠損額は202万8,606円となり、年金が年額18万円未満の被保険者にとって、毎月の保険料が納められないという状況にあります。保険料を滞納したままでは、介護サービスが必要となっても利用することができません。保険料の負担は、特に、少ない年金で暮らす高齢者にとって負担が重く、介護保険料の引下げを求める声は少なくありません。介護保険支払準備基金は、令和2年度決算年度末残高で5億2,941万3,485円あり、2年度決算の余剰金をプラスいたしますと、支払準備基



金は約5億4,200万円となります。このような多額の基金は、令和2年度の第7期計画の最終年度となりますけれども、保険料を10%値上げしたことが、基金が増えた要因となっております。基金の適切な取崩しを行い、保険料及び利用料の負担軽減を求めます。

歳出の保険給付費が、前年度より5,584万3,404円増加しております。主に、施設介護サービス給付費の増化で、施設にやっと入所できた方々の、これは増であり、地域密着型介護サービス給付費や居宅介護住宅改修費の増額も見られます。

地域支援事業費は、決算額2億871万9,214円で、前年度より907万6,806円、4.5%増加しております。この事業は、市の社会福祉協議会への事業委託が多く見られ、一つ一つが介護予防のために大事な事業であります。今後も市社協と密に連絡を取りながら、事業の推進を求めます。また、地域ネットワークとの十分な協議の下、各事業の充実が図られることを望みます。

次に、議案第48号令和2年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてです。令和2年度末の給水事業所数は、前年度と同様の4者であります。一般会計から2年度は2,250万円を補助金として繰入れを行っておりますが、このことによって事業が成り立っております。毎年度一般会計からの多額の繰入れは、一般会計に及ぼす影響も大きく、認められません。

議案第40号常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び議案第41号常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2議案の条例の一部改正については、40号は厚生労働省令、41号は内閣府令からで、内容は同じですから、一括して討論を行います。

子ども子育て支援新制度では、小規模保育事業など保育所以外の保育施設が増えました。新制度の導入前は、就学前の子どもが利用する保育施設は、大きく分けて保育所と幼稚園の2つでした。しかし、新制度では、保育所以外の認定こども園や家庭的保育事業等など多様な施設事業者が併存することとなりました。各施設や事業の基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例を定めることになっております。新制度の主な改正は、認可保育所などの施設の拡充ではなく、企業参入を促して、保育の供給量の増大を図って、待機児童の解消と保育士数の基準の緩和をすることにあります。これが主な改正の部分ですけれども、現在の待機児童の8割以上はゼロ歳から2歳児です。地域型保育事業、いわゆる家庭的保育事業等の利用対象が、保育を必要とするゼロ歳から2歳児とされていることから、国の意図を裏づけていると思います。

小規模保育事業所はA型とB型があり、国の配置基準は、A型は、必要とされる保育者は全て保育士資格者ですけれども、B型は、資格者は2分の1以上でよいとされています。本市の条例も国の基準と同じです。保育所の基準に比べると緩和され、保育の基準が低下している。このことは認められません。ゼロ歳児から2歳児の保育こそ、専門職による手厚い保育が必要です。規制緩和を進め、無資格者による保育を増やし常態化させている政策は、改めるべきであると思います。

次に、請願第3号日本政府に対して核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める請願の不

採択に反対して討論を行います。

本請願は、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書を、常陸太田市議会として提出することを求めているものです。今年1月22日に核兵器禁止条約が発効し、人類史上初めて核兵器を違法とする国際法が生まれました。唯一の戦争被爆国として被爆者の方々を先頭に長年わたる核兵器廃絶の訴え・運動が世界の国々を突き動かし、禁止条約を実現させました。アントニオ・グテレス国連事務総長は、発効はこれらの人々の長きにわたる活動への賛辞ですと、このように述べております。

こうした世界の変化の中、唯一の戦争被爆国でありながら、核兵器禁止条約に背を向け続ける日本政府に対し、国内外から失望と批判の声が相次いでいます。日本はアメリカの核の傘の下から出ようとはしませんが、核兵器禁止条約は、核兵器の製造、実験、使用のみならず、核による威嚇も禁止しており、世界に核兵器は違法なものとの共通認識が広がっていくなら、核保有や核抑止力を正当化する論拠はなくなります。核保有国が参加していないことから実効性がないとの意見も出されましたが、核保有国は社会的に包囲され、違法な核兵器を製造したり、ましてや使用するなどということではできなくなっていくと思います。クラスター爆弾や対人地雷を禁止する条約の実効性を見ても明らかです。

しかし、日本政府は、核兵器禁止条約はアメリカの核抑止力の正当性を損なうとして、参加しません。核抑止というのは、いざというときには核兵器を使うということをも前提にした議論です。広島、長崎のような非人道的惨禍を体験した日本が、こうした立場を取るべきではありません。北朝鮮に対しても、一方的に放棄を迫るのではなく、我々も核依存の政策を放棄するから、あなたも放棄しなさいと迫ることこそ、最も強い論理ではないでしょうか。

また、核兵器禁止条約には日米安全保障条約の下でも参加できるという点が重要です。安保条約には、核兵器について何も書かれていません。核兵器禁止条約の義務である、核兵器の使用や威嚇を援助、奨励、勧誘しないということを行えばよいわけです。安保条約についての考えはそれぞれでも、核兵器禁止条約では一致できるという点が重要だと思います。唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約に参加し、核保有国にも参加を呼びかけていくことこそ、核兵器が違法となった新しい世界において、日本が果たすべき役割ではないでしょうか。

原爆が投下された広島市と長崎市の市長は、平和祈念式典において、一刻も早く核兵器禁止条約の締結国となると、このことを訴えております。

核兵器禁止条約への日本の参加は、2020年8月の日本の世論調査会の調査で、72%の方が参加すべきであると答えております。核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の決議を行った自治体は、全国で519自治体に及び、茨城県では、石岡市、土浦市、取手市、常陸大宮市など、9議会で決議が現在されております。本市では1994年、平成6年ですが、6月に核兵器廃絶平和都市宣言を宣言しております。

また、本市が加盟している平和首長会議は、平和首長会議行動計画2021年から2025年として、都市がそこに居住する市民を核兵器の脅威から確実に守るとともに、人類の共存を持続可能とするための取組の1つとして、核兵器のない世界の実現のため、「核保有国及びその同盟

国を巻き込んだ核兵器禁止条約の批准国拡大の促進，核兵器禁止条約の条文とその精神を全面的に支持し，被爆者が長年訴えてきた核兵器廃絶に向けて影響力を最大限まで高めるため，批准国の拡大を促進していく」，「この世に存在してはならない絶対悪であるとの民意を世界中に広げ，為政者の政策転換を促すため，市民と協力して全ての国に核兵器禁止条約の早期締結を求める署名を集める」と，このような行動計画を上げております。

常陸太田市議会が本請願を採択され，意見書の提出を速やかに行うことを望みます。

以上で私の反対討論といたします。

○川又照雄議長 以上で討論を終結いたします。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第39号過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理については，委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって，議案第39号については原案可決することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第40号常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については，委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって，議案第40号については原案可決することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第41号常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については，委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって，議案第41号については原案可決することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第42号常陸太田市過疎地域持続的発展計画については，委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって，議案第42号については原案可決することに

決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第43号令和2年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議案第43号については原案認定することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第44号令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議案第44号については原案認定することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第45号令和2年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議案第45号については原案認定することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第46号令和2年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議案第46号については原案認定することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第47号令和2年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、委員長報告のとおり原案可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第47号については原案可決及び認定することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第48号令和2年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議案第48号については原案可決及び認定することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第49号令和2年度常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第50号令和2年度常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上2件については、委員長報告のとおり原案可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第49号、議案第50号については原案可決及び認定することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第51号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算(第4号)について、議案第52号令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、議案第53号令和3年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、議案第54号令和3年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、以上4件については、委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第54号まで、以上4件については原案可決することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願については、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第2号については採択することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。請願第3号日本政府に対して核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める請願については、委員長報告のとおり不採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、請願第3号については不採択とすることに決しました。

---

日程第2 議案第55号

○川又照雄議長 次、日程第2、議案第55号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊横長の令和3年第3回常陸太田市議会定例会追加議案補正予算書をご覧願います。

1枚おめくり願います。

議案第55号は、令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）でございます。

今回の補正でございますが、本年8月20日付で、国から、緊急事態宣言などの発令により事業に影響を受ける事業者を支援するための交付金を交付する旨、通知がございました。本市といたしましても、迅速に対応する必要がありますことから、これらに係る予算について追加補正するものでございます。

また、子育て世帯向けなど、必要な支援事業に係る予算につきましても、併せて補正するものでございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,052万7,000円を追加し、総額を256億2,403万9,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

15款2項1目総務費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,032万7,000円を追加するものでございます。

21款4項3目雑入の補正につきましては、歳出予算で補正いたします、子どもを対象とするPCR検査費用の自己負担分として実費収入を20万円追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

歳出でございますが、別途資料をご用意いたしましたので、ご覧願います。A3縦長の資料、令和3年第3回市議会定例会議案第55号資料一般会計補正予算（第5号）新型コロナウイルス

感染症対策事業概要でございます。

ご覧のとおり大きく3つの事業を実施してまいります。

初めに、子育て世帯向け支援事業でございます。ご覧の2事業を追加いたします。

1は、ひとり暮らし等学生生活応援第3弾で、予算措置は2款1項15目諸費に、11節役務費及び12節委託料、合わせまして203万4,000円を追加するものでございます。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、帰省できない状況が長期化している一人暮らし等をする学生の生活を応援するため、常陸太田市産の食材等を送付するものでございます。対象者は、本市出身者で市外在住の一人暮らし等をする学生400人を見込みました。送付物資及び業務委託予定先並びに委託期間は記載のとおりでございます。

2は、子ども対象PCR検査の実施でございます。予算措置は4款1項2目予防費に、10節需用費及び12節委託料、合わせまして279万2,000円を追加するものでございます。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を259万2,000円活用するとともに、自己負担金20万円を充当いたします。

事業内容でございますが、ワクチン接種のできない子どもの感染拡大防止と不安軽減を図るため、PCR検査を実施するものでございます。対象者は12歳未満の子ども200人を見込み、実施期間は本年10月1日から令和4年3月31日まで、自己負担額は子育て世帯の負担軽減を図るため1,000円とし、検査委託機関は一般財団法人茨城県薬剤師会検査センターでございます。

以上、子育て世帯向け支援事業として、合計482万6,000円を計上いたしました。

続きまして、事業者向け支援事業でございます。

ご覧の5事業を追加いたします。財源は全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

1は、飲食事業者支援でございます。予算措置は6款1項2目商工振興費に、18節負担金補助及び交付金1,125万円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、緊急事態宣言などの発令により、その影響を受けているものの、県の営業時間短縮要請協力金の支給対象とならない市内飲食事業者に対し、支援金を支給するものでございます。対象者は、本年5月、6月、8月、9月のいずれかの月において、前年または前々年同月比で20%以上減収となった月のある市内飲食業者30者を見込みまして、支給額は、前年または前々年の月売上額が50万円以上の事業者は50万円、同じく50万円未満の事業者は25万円。ただし、前年または前々年の上半期売上額から本年上半期売上額を差し引いた金額を上限として、事業開始時期は10月を見込んでございます。

2は、飲食店関連事業者支援でございます。予算措置は6款1項2目商工振興費に、18節負担金補助及び交付金1,250万円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、緊急事態宣言などの発令により、その影響を受けている飲食店と取引のある食材の提供や店内清掃事業者などの飲食店関連事業者を対象に支援金を支給するもので

ございます。対象者は、1と同様に20%以上減収となった月のある市内飲食店関連事業者30者を見込み、支給額及び事業開始時期は、1の飲食事業者支援と同様でございます。

3は、酒類販売事業者等支援でございます。予算措置は6款1項2目商工振興費に、18節負担金補助及び交付金900万円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、緊急事態宣言などの発令により、その影響を受けている市内酒類販売事業者等を対象に支援金を支給するものでございます。対象者は、1と同様に20%以上減収となった月のある市内酒類製造・卸売・販売事業者20者を見込み、支給額でございますが、酒類製造事業者におきましては、前年または前々年の月売上額が150万円以上の事業者は150万円、同じく150万円未満の事業者は75万円、飲食店と取引のある酒類卸売販売事業者におきましては、前年または前々年の月売上額が50万円以上の事業者は50万円、同じく50万円未満の事業者は25万円。ただし、酒類製造事業者及び卸売販売事業者、いずれにおきましても、前年または前々年の上半期売上額から本年上半期売上額を差し引いた金額を上限といたしまして、事業開始時期は10月を見込んでございます。

4は、宿泊事業者支援でございます。予算措置は6款1項2目商工振興費に、18節負担金補助及び交付金500万円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、緊急事態宣言などの発令により、その影響を受けている市内宿泊事業者を対象に支援金を支給するものでございます。対象者は、1と同様に20%以上減収となった月のある市内宿泊事業者14者を見込み、支給額は、前年または前々年の売上額が50万円以上の事業者は50万円、同じく50万円未満の事業者は25万円。ただし、前年または前々年の上半期売上額から本年上半期売上額を差し引いた金額を上限とし、事業開始時期は10月を見込んでおります。

5は、観光バス事業者等支援でございます。予算措置は6款1項2目商工振興費に、18節負担金補助及び交付金200万円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、緊急事態宣言などの発令により、その影響を受けている観光バス・タクシー事業者を対象に支援金を支給するものでございます。対象者は、1と同様に20%以上減収となった月のある市内観光バス・タクシー事業者6者を見込み、支給額でございますが、観光バス事業者においては、前年または前々年の月売上額が50万円以上かつ市内に本社または主たる事業所がある事業者は50万円、それ以外の事業者は25万円。タクシー事業者においては、前年または前々年の月売上額が30万円以上かつ市内に本社または主たる事業所がある事業者は30万円、それ以外の事業者は15万円。ただし、観光バス事業者及びタクシー事業者いずれにおきましても、前年または前々年の上半期売上額から本年上半期売上額を差し引いた金額を上限といたしまして、事業開始時期は10月を見込んでおります。

以上、事業者向け支援事業として、合計3,975万円を計上いたしました。

最後に、市立小中学校における感染拡大防止対策の強化でございます。

事業名は、市立小中学校サーマルカメラ配備でございます。予算措置は9款2項1目小学校管理費に、17節備品購入費1,036万8,000円、9款3項1目中学校管理費に、17節備品購



入費 558万3,000円, 合わせまして 1,595万1,000円を追加するものでございます。財源は, 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

事業内容でございますが, 変異株の感染拡大による若年層及び児童生徒の感染が急速に増加していることから, 市立小中学校にAI顔認証式のサーマルカメラを配備し, 学校内における感染拡大防止対策を強化するものでございます。

配備箇所及び台数は, 小学校に13台, 中学校に7台でございます。

最下段, 合計でございますが, これら8事業に6,052万7,000円を追加いたします。

追加議案に係る私からの説明は以上でございます。

ご審議のほど, よろしくお願い申し上げます。

---

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありませんので, これにて質疑を終結いたします。

---

○川又照雄議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号については, 会議規則第37条第3項の規定により, 委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが, これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって, 議案第55号については, 委員会の付託を省略することに決しました。

---

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので, これにて討論を終結いたします。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第55号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算(第5号)については, 原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって, 議案第55号については原案可決することに決しました。

---

日程第3 議案第56号

○川又照雄議長 次, 日程第3, 議案第56号常陸太田市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 常陸太田市監査委員の選任につきまして、ご提案を申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書の1ページをお開き願います。

議案第56号は常陸太田市監査委員の選任についてでございます。

常陸太田市監査委員の江幡治氏が、本年10月4日をもちまして任期満了となります。後任委員といたしまして、イサカミツトシ氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。なお、略歴につきましては、2ページに概要をお示ししてございますので、ご参照いただきたいと存じます。

議員各位のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

---

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第56号常陸太田市監査委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第56号については原案同意することになりました。

---

日程第4 議案第57号

○川又照雄議長 次、日程第4、議案第57号常陸太田市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 常陸太田市教育委員会委員の任命につきまして、ご提案申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書の3ページをお開き願います。

議案第57号は常陸太田市教育委員会委員の任命についてでございます。

常陸太田市教育委員会委員の中村和幸氏が、本年10月4日をもちまして任期満了となります。後任委員といたしまして、コザワカツヒコ氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。なお、略歴につきましては、4ページにお示ししてございますので、ご参照いただきたいと存じます。

議員各位のご同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

---

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

---

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第57号常陸太田市教育委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第57号については原案同意することに決しました。

---

日程第5 議案第58号

○川又照雄議長 次、日程第5、議案第58号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご提案を申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書の5ページをお開き願います。

議案第58号は常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の古川正美氏が、本年9月30日をもちまして任期満了となります。後任委員といたしまして、引き続き古川正美氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。なお、略歴につきましては、6ページに概要をお示ししてございますので、ご参照いただきたいと思います。

議員各位のご同意を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

---

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

---

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第58号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第58号については原案同意することに決しました。

---

日程第6 議員提案第3号

○川又照雄議長 次、日程第6、議員提案第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。6番深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、お手元の議員提案第3号について、文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

上記について別紙のとおり決議し、「地方自治法」第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出するものとする。

令和3年9月22日提出。

提出者、常陸太田市議会議員、深谷渉。賛成者、同じく深谷秀峰、同じく高木将、同じく後藤守、同じく成井小太郎、同じく菊池伸也、同じく益子慎哉。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症の蔓延により地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は厳しい状況に直面している。財源確保に向けた地方税財源の充実を求めるため、意見書をもって要望するものである。

次のページに参ります。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体はコロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められている。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしを寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

次のページに参りまして、以上、「地方自治法」第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日。常陸太田市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣宛てとなります。

以上、ご提案を申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

---

○川又照雄議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

---

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議員提案第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については、原案可決することに決しました。

---

○川又照雄議長 お諮りいたします。

ただいま議員提案第4号教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号を日程に追加し、議題といたします。

---

追加日程 議員提案第4号

○川又照雄議長 議案を配付いたします。

〔議案配付〕

○川又照雄議長 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。17番高木将議員。

〔17番 高木将議員 登壇〕

○17番（高木将議員） 議長よりお許しをいただきましたので、お手元の議員提案第4号について、文書の朗読をもってご提案を申し上げます。

議員提案第4号教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について。上記について、別紙のとおり決議し、「地方自治法」第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出するものとする。

令和3年9月22日提出。

提出者、常陸太田市議会議員、高木将。賛成者、同じく諏訪一則、同じく宇野隆子、同じく川又照雄、同じく深谷秀峰、同じく小室信隆。

提案理由。地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、少人数学級と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を国会及び政府に提出するものである。

次のページに参りまして、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書(案)。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等が増大し、また貧困・

いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

3月に「改正義務標準法」が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請いたします。

記。

1、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、「地方自治法」第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月22日。常陸太田市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛となります。

以上、ご提案を申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

---

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

---

○川又照雄議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第4号については、会議規則第37条第3項の規定に

より、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

---

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議員提案第4号教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号については、原案可決することに決しました。

---

○川又照雄議長 以上をもって今期定例会の議事は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶を願います。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 令和3年第3回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、令和2年度決算認定をはじめ、令和3年補正予算等22件の議案等に対しまして、ご審議をいただきました。全ての案件に対し、原案のとおり承認・可決・認定・同意を賜り、誠にありがとうございました。

議員の皆様のご慎重で熱心なご審議に対しまして、心から感謝申し上げる次第でございます。一般質問や常任委員会における審議の過程でいただきましたご意見、また、決算特別委員会においていただきましたご意見・ご要望につきましては、その趣旨を真摯に受け止め、適切な執行に努めてまいります。

さて、9月1日にデジタル庁が発足をいたしました。自治体情報システムの標準化・共通化の目標時期を2025年とし、デジタル化推進のロードマップが示されております。

当市におきましても、新たなデジタル社会の構築による住民サービスの向上を図るため、国・県と連携しながら、市民が満足できるデジタル社会を構築してまいります。

また、9月5日に執行されました茨城県知事選挙におきましては、大井川知事が2期目の当選を果たされました。大井川知事には、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動との両立を目指し、ポストコロナ時代の新しい茨城づくりに全力で取り組まれますことをご期待申し上げます。

本市といたしましても、県の重要課題の1つであります県北振興につきまして、引き続き、県



に要望活動を行いながら、地域の活性化に取り組んでまいります。

さらに、同日には、東京オリンピック・パラリンピック大会が全日程を終え、幕を閉じました。コロナ禍の中での無観客での開催となりましたが、連日テレビ等で選手の活躍が放映され、不断の努力に裏打ちされた選手の皆さんの姿は、見る者に夢と感動を与えたすばらしい大会でありました。

当市におきましても、竜神大吊橋を舞台に、聖火ランナー6名と、市内の小中学生19名がサポートランナーとして聖火リレーを行い、大会を盛り上げる事ができたものと感じております。

最後になりましたが、時節柄、議員の皆様には、ご自愛をいただき、ご健勝にてご活躍されることをご祈念申し上げますとともに、市政の発展と円滑な運営のため、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

**○川又照雄議長** 今期定例会は、9月3日から本日まで20日間、議員各位には、本会議、委員会を通し、慎重なご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、令和3年第3回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員